## 被害者の抱える様々な問題

犯罪に遭われた方やその家族、遺族の方(犯罪被害者等)は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接 的な被害だけではなく、

- \* 事件に遭ったことによる精神的ショックや体の不調
- \* 医療費の負担や、失職、転職などによる経済的困窮
- \* 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- \* 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害

など、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

被害者の抱える問題の中でも精神的被害は深刻です。 犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心に も変調をきたすことが多いのです。

### 心理的反応

- \* 恐怖感
- \* 自責感
- \* 不安感
- \* 無気力・絶望感
- \* 孤独感・疎外感
- \* 怒り・復讐心

## 身体的反応

- \* 緊張・動悸・ 下痢・吐き気
- \* 不眠・悪夢
- \* 食欲不振

## 感覚的反応

- \* 感覚・感情がマヒする
- \* 現実だという感覚がない
- \* 自分が自分でないと 感じる
- \* 記憶力、判断力の低下

しかし、これは異常なことではなく、突然の大きなショックを受けた 後では誰にでも起こり得ることなのです。

また周囲の人は、被害者の方の心情等を理解するよう努め、責めたり、 無理に励ましたりすることなどを避けてください。被害者の方の心の 傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が大切です。

<犯罪被害者等を取り巻く様々な状況をもっと詳しく知りたい時は>

内閣府犯罪被害者等施策ホームページ

http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html

## 必要なのは周囲の理解と支えです

# 犯罪の被害にあわれた方へ



[犯罪被害者等支援総合案内窓□] 静岡市 市民生活課 電話番号 054-221-1272 月曜~金曜(祝・休日を除く)9時~17時

上記の窓口にお電話ください。 ※面接のご相談はあらかじめお電話でご予約ください。

## 静岡市の各種相談窓口

犯罪被害についての総合的な案内 ●●●

犯罪被害についての総合的な案内 ●●●				
犯罪被害者等支援の全般 的な案内及び各種相談窓 □の紹介	犯罪被害者等支援 総合案内窓口 (市民生活課)		221-1272	月〜金曜日(祝・休日を除く) 9時〜17時
女性・DVに関する相談は ○○●				
配偶者やパートナーから の暴力等に関する相談	各福祉事務所 生活支援課	葵区	221-1084	月〜金曜日(祝・休日を除く) (葵区は水曜日を除く) 8時30分〜17時15分
		駿河区	201-9126	
		清水区	354-2108	8時30分~17時13万
居場所を知られないため の住民票閲覧防止等の 相談	各区戸籍住民課	葵区	221-1061	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8時30分〜17時15分
		駿河区	287-8611	
1日6火		清水区	354-2126	(I, 1 199 C)
女性が抱える様々な問題や 悩みについての相談	女性会館(アイセル21)		248-1234	火〜土曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時〜20時 (木・土曜日は16時まで) ※予約は火〜土曜日10時〜17時
男性の抱える悩みごとについての相談 ○○○				
メンズほっとライン静岡	男女参画·市民協働推進課		274-0105	第2·第4水曜日 19時~21時
子どもに関する相談は  ○○○				
子供の養育や虐待に関する相談	児童相談所		275-2871	児童虐待通報は、(254-0545)
子どもと子どもを取り巻く	各福祉事務所 保育児童課	葵区	221-1096	月~金曜日(祝・休日を除く) 8時30分~17時15分
家庭についての相談		駿河区	287-8675	
母子家庭等の支援	IN 1370 EUN	清水区	354-2429	
生活に困ったときは ○○●				
就労支援、生活保護の相談	各福祉事務所 生活支援課	葵区	221-1084	月~金曜日(祝·休日を除く) 8時30分~17時15分
		駿河区	287-8654	
		清水区	354-2108	
消費生活に関する相談は ○○●				
消費生活に関するトラブ ルの相談	消費生活センター(静岡 相談窓□・清水相談窓□)		221-1056 (相談専用)	月〜金曜日(祝・休日を除く) 9 時〜16時
交通事故に関する相談は ○○●				
交通事故に関するいろい ろな悩みごとについての 相談	各区市民相談室	葵区	221-1053	第1·第3火曜日 00t 170t
		駿河区	287-8698	第2·第4火曜日 9時~17時
		清水区	354-2036	月·水·金曜日·第5火曜日 8時30分~17時
住宅に関する相談は ・・・ (相談を受けても、すぐに入居できるとはかぎりません				
市営住宅の申し込みに関 する相談	住宅政策課		221-1132	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8時30分〜17時15分
心の問題の相談は ○●●				
さまざまな心の問題に関 する相談	精神保健福祉課		249-3174	予約制の精神科医による相談も 行っています
	保健所清水支所		354-2168	
	こころの健康センター		262-3011	月·水·金 午前中(予約制)
	蒲原保健福祉センター		385-5670	

## 各種支援を行っている団体

## 警察の被害者支援

事件発生直後から被害者の方と接することとなる警察では、刑事手続きの流れや捜査状況などの情報の提供、各種相談窓口の設置、精神的被害を回復するためのカウンセリングの実施、被害者や遺族の方の経済的・精神的被害をやわらげるために国が支給する「犯罪被害者等給付金」の申請の受付、被害者の方が同じ加害者から再び危害を受けることの防止などを行っています。

くわしくは「静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室」まで(054-271-0110)

#### NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

静岡犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者やそのご家族にとっていちばん身近な存在です。 電話や面接で相談を受け付けています。また、病院や警察署、裁判所への付き添い等、細やかな 配慮をもって被害者を支えます。

くわしくは「NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」まで(054-651-1011)

#### 法テラス(日本司法支援センター)

法テラスは、法的トラブルを解決するための総合的な相談窓口となる公的機関です。全国各地に拠点を設け、刑事・民事を問わず、国民からの問い合わせに応じて関係機関と連携して国民が法的サービスを受けやすくなるようサポートしています。犯罪被害者支援もその大きな活動の一つです。コールセンター(相談無料。ただし、通話料はかかります)には犯罪被害者支援ダイヤルを設け、専門オペレーターが、「毎日、夫からの暴力を受けている」「加害者に対して損害賠償請求をしたいけれど、弁護士を頼むお金がない」といった、被害者からの様々な問い合わせに対応しています。さらに、弁護士による法的支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介しています。

くわしくは 「法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル」 (0570-079714)

または「法テラス静岡」(050-3383-5400)まで

## 検察庁

事件に巻き込まれることがなければあまり身近に感じることのない検察庁ですが、検察庁では警察から送られてきた事件について、さらに捜査し起訴するかどうかを決定します。被害者になると、検察庁では事情聴取をお願いしたり証人として公判廷に出ていただくことなどで協力をお願いすることがあります。検察庁では、被害者やご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への様々な支援に携わる被害者支援員を配置しています。被害者の方々が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせを行っていただけるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設置しています。

くわしくは「静岡地方検察庁 被害者ホットライン窓口(FAX兼用)」まで(054-252-7204)

#### 静岡県弁護士会

犯罪被害者研修を受けた弁護士が法律家としての立場から、被害届や告訴・告発に関するアドバイス、被告人側からの示談申し入れに関する交渉の代理、刑事手続に被害者が参加する場合の代理、法廷付き添いや刑事記録のコピー、加害者への損害賠償請求などの各種支援を致します。(初回相談は無料です。) 弁護士は、被害者の方の代理人となって、皆様の代わりに関係機関との交渉等を行うことができます。

くわしくは「犯罪被害者の無料法律相談 静岡県弁護士会静岡支部」まで(054-252-0008)

## 暴力追放運動推進センター

暴追センターでは、暴力追放相談委員(弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB)が暴力団に関する様々な相談に対応しています。(相談は無料)

くわしくは「公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター」まで(054-283-8930)